

【外為法、経済安全保障推進法】

経済安全保障関連法 制度の近況

— 外為法対内直接投資等及び経済 安全保障推進法を中心に —



大江橋法律事務所 弁護士
福富 友美

▶ PROFILE

tomomi.fukutomi@ohehashi.com

第1 はじめに

国際情勢や社会経済構造の複雑化に伴い、各国が経済安全保障に関する関心を高めている中、我が国では、今年に入り、経済安全保障と関連を有する法制度に関し、2つの提言がなされております。一つは、外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」といいます。)の対内直接投資審査制度に関する、2026年1月7日の関税・外国為替等審議会 外国為替等分科会による対内直接投資審査制度等のあり方についての答申(以下、「外為審答申」といいます。)であり、もう一つは、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(以下、「経済安全保障推進法」といいます。)に関する、2026年1月30日の経済安全保障法制に関する有識者会議の提言(以下、「有識者提言」といいます。)です。いずれも、日本企業の皆様にも適用可能性がある法律であるとともに、経済安全保障に関する法制に関する昨今の政府の考え方を検討する上で参考になるものと思われまますので、以下ではそれぞれの概要や実務への影響について、ごく簡単ですがご紹介いたします。

第2 外為法対内直接投資制度に 関する見直しの方向性の要点

外為法は、対外取引の自由を原則としつつ、それに対し必要最小限の管理又は調整を行うことで、対外取引の正常な発

展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期すこと等を目的としています^{注)1}。外為審答申においても、健全な対内直接投資と経済安全保障の双方の確保は外為法の本旨であるとした上で、令和元年の外為法改正から5年を経過したことを受けて、これまでの施行状況や安全保障等の環境変化を踏まえた対内直接投資審査制度の見直しを行うことが必要とされ^{注)2}、以下の見直しを提案しています。また、2026年3月17日に、外為法の一部を改正する法律案が閣議決定され、国会に提出されました^{注)3}。最新の改正案についてはこちらもご参照ください。

1 メリハリのある事前届出制度の実現

(1) 役員選任議案に関する同意における再任事案の原則・

届出不要化

現行制度では、役員選任議案に関する同意の事前届出は、同一役員を再任する場合も一律必要であり、これが事前届出件数の増加の一因となっていることが外為審答申でも指摘されております。外為審答申においては、属性や事情に実質変更がない場合は事前届出を不要とすべきと指摘されております^{注)4}。

注)1 外為法第1条。

注)2 外為審提言「I. 基本的な考え方」:

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-foreign_exchange/report/20260107_bessi.pdf

注)3 https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/221diet/index.html

注)4 前掲・外為審提言「II. 具体的措置」(1)ア。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

(2) 「情報通信技術関連業種」の合理化

また、現行制度では、事前届出が必要となる業種(以下「事前届出業種」といいます。)のうち、ソフトウェア業や情報処理サービス業の範囲が広汎であり、これも事前届出件数の増加の一因となっていることが指摘されております。外為審答申においては、サイバーセキュリティの観点から真に必要な範囲へ限定することが指摘されており注)5、サイバーセキュリティの観点で相対的に重要性が低いソフトウェア業や情報処理サービス業について、事前届出業種の合理化が行われる可能性があります。

上記(1)や(2)のような合理化により、外国投資家の方にとっては、事前届出の事務的な負担が軽減することが期待されます。

(3) 重要な技術や情報を保有している本邦企業への投資への対処

一方で、外為審答申では、重要な「技術」や「情報」を保有している本邦企業への投資が事前届出の対象となっているか検討するべき、ともされており注)6、本邦企業の皆様が保有する技術やデータの性質や内容に着目して、事前届出業種が見直される可能性を示唆しております。今後の事前届出業種の見直しの動静については、引き続き注意が必要と思われます。

2 リスク軽減措置の明確化

現行制度では、事前届出がなされた対内直接投資等が国の安全、公の秩序の維持、公衆の安全の確保を損なうおそれがある場合には、外国投資家と審査当局が合意した上で、そのようなおそれを低減するための措置(いわゆる「リスク軽減措置」)が採られる場合があります。このリスク軽減措置は、実務的には、事前届出書の「届出事項」の一部に記載されておりますが、外為審答申では、このようなリスク軽減措置について、予見可能性を確保しつつその確実な実施を確保するた

め、関連する手続を明確化する必要がある、と指摘されております注)7。今後は、リスク軽減措置の法的位置付け、手続、審査当局の権限などが明確化されていく可能性があります。従前の事前届出において、リスク軽減措置を利用されたことのある外国投資家の方は、今後のリスク軽減措置の手続等に変更が生じ得る点に注意が必要です。

3 最終親会社の変更(いわゆる「間接取得」)

現行制度上、事前届出の届出者の最終親会社等は「届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」として審査における考慮要素となっていますが注)8、外為法における対内直接投資等は、本邦企業の株式の直接の取得が対象となっており注)9、最終親会社等の変更は事前届出や審査の対象となっておりません。そのため、外為審答申においては、本邦企業の議決権等を保有する外国法人等(直接保有者)を、事後的に別の外国投資家(間接取得者)が買収すること等により支配することを通じて、本邦企業の議決権等を外国投資家が間接的に取得するような場合について、事前届出を求める等の対応が必要と指摘しております注)10。また、外為審答申は、実効性確保の観点から、直接保有者には親会社変更時の事後報告を求めたり、必要に応じて直接保有者を名宛人として、審査当局が必要な措置を命じたりできることとすることが適当とも指摘しております注)11。この提案は、本邦企業の皆様が直接影響を受ける可能性は高くありませんが、特に外国投資家の皆様においては、今後は日本国外での取引であっても、間接的に本邦企業を買収するような案件では、外為法投資

注)5 前掲・外為審提言「II. 具体的措置」(1)(イ)。

注)6 前掲・外為審提言「II. 具体的措置」1.(1)(ウ)。

注)7 前掲・外為審提言「II. 具体的措置」1.(2)。

注)8 「届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」は、外為法に基づく対内直接投資等の事前届出書においても記載が必要な事項となっております。

注)9 外為法26条2項1号～4号ご参照。

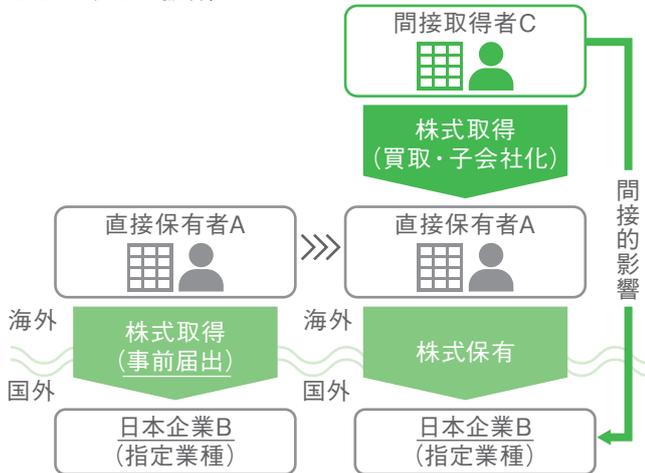
注)10 前掲2・外為審提言「II. 具体的措置」1.(3)。

注)11 前掲2・外為審提言「II. 具体的措置」1.(3)。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

審査制度の適用の可否を検討する必要が出てくる点に注意が必要と思われます。

【間接取得のイメージ】（外為審第64回外国為替等分委会資料2-2の7頁より抜粋）

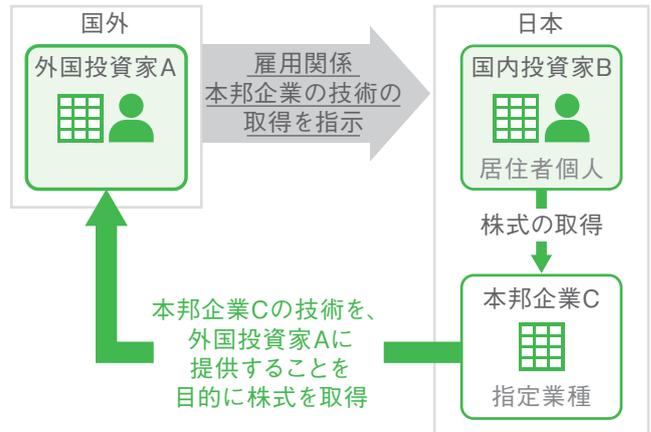


4 「みなし外国投資家」の規律の見直し

この点は、本邦企業の皆様に影響がある場面は多くないと考えておりますが、外国投資家とみなされる投資主体（いわゆる「みなし外国投資家」）に関する提言となります。具体的には、外国投資家でない者による投資行為であっても、外国政府等の支配・影響等を受けて外国投資家と実質一体となったものについては、本来外国投資家でないものであっても外国投資家とみなし、事前届出の対象とすることが検討されています^{注12}。現行制度においても、みなし外国投資家に関する規定はありますが^{注13}、外為審答申では、この規定の潜脱を防止するために、外国投資家とみなされるべき場合を具体的に指摘しております^{注14}。

注12 前掲2・外為審提言「II. 具体的措置」2(1)。
 注13 外為法第27条第14項。
 注14 前掲2・外為審提言「II. 具体的措置」2(1)。

【外国政府等の支配・影響下にある投資のイメージ】（外為審第66回外国為替等分委会資料2-2の4頁より抜粋）



5 非指定業種への“事後対応”

さらに、事前届出を要しない業種への対内直接投資等については、現行制度では、株式・議決権取得比率が10%以上となる場合に事後報告を求めているのみですが^{注15}、外為審答申では、典型的に特にリスクの高い外国投資家（事前届出免除制度を利用できない外国投資家）による10%以上の株式・議決権の取得等があった場合であって、情勢変化により我が国の安全に係るリスクが顕在化したときは、当該外国投資家に対する報告徴求を求めたり、報告に基づき当該投資が国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きいと認められる場合には、事前届出に係る審査と同様、リスク軽減措置や株式の処分等の必要な措置の勧告・命令ができることとするのが適当である、とされています^{注16}。この点も、本邦企業の皆様への影響は想定的には大きくないのではないかと考えますが、事前届出免除制度を利用できない外国投資家の方にとっては、将来的に、非指定業種に対する投資であっても、事後的に審査当局からの措置を受ける可能性があります。

注15 外為法55条の5、対内直接投資等に関する政令第6条の3、対内直接投資等に関する命令第6条の2。
 注16 前掲2・外為審提言「II. 具体的措置」2(2)。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

6 その他

上記のほかにも、外為審答申においては、執行体制の強化や、制度の透明性向上のために外国投資家や投資を受ける発行会社等向けの制度運用の方針や解釈の明確化・執行状況等に係る積極的な情報発信の拡充等が指摘されています^{注)17}。外国投資家や投資を受ける本邦企業の皆様からすれば、対内直接投資等の制度や実務に関する一層の情報発信が望まれるところです。

第3 経済安全保障推進法に関する見直しの方向性の要点

1 物資に不可欠な「役務」の支援・確保

経済安全保障推進法では、特定重要物資の安定的な供給の確保のための本邦企業への支援などが行われておりますが^{注)18}、現行制度では、主に物資の確保が念頭に置かれております。これに対し、有識者提言では、物資に加え、その物資の機能発揮に不可欠な「役務」（例えば光海底ケーブルの敷設等）を支援・確保の対象に含めるべきと指摘されています^{注)19}。有識者提言で想定されている役務は限定的であり、現時点で本邦企業の皆様に広く影響があるものではないと考えられますが、特定重要物資に関する支援の対象の拡大については、今後の更なる改正も含めて引き続き注視が必要と思われます。

^{注)17} 前掲2・外為審提言「Ⅱ.具体的措置」3。

^{注)18} 経済安全保障推進法第44条。

^{注)19} 経済安全保障法制に関する有識者会議「経済安全保障の更なる進展に向けた提言」(2026年1月30日)Ⅲ2(1):https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/r8_dai15/teigen.pdf

2 特定重要物資の安定供給確保「支障のおそれ」段階での関係者への働きかけ

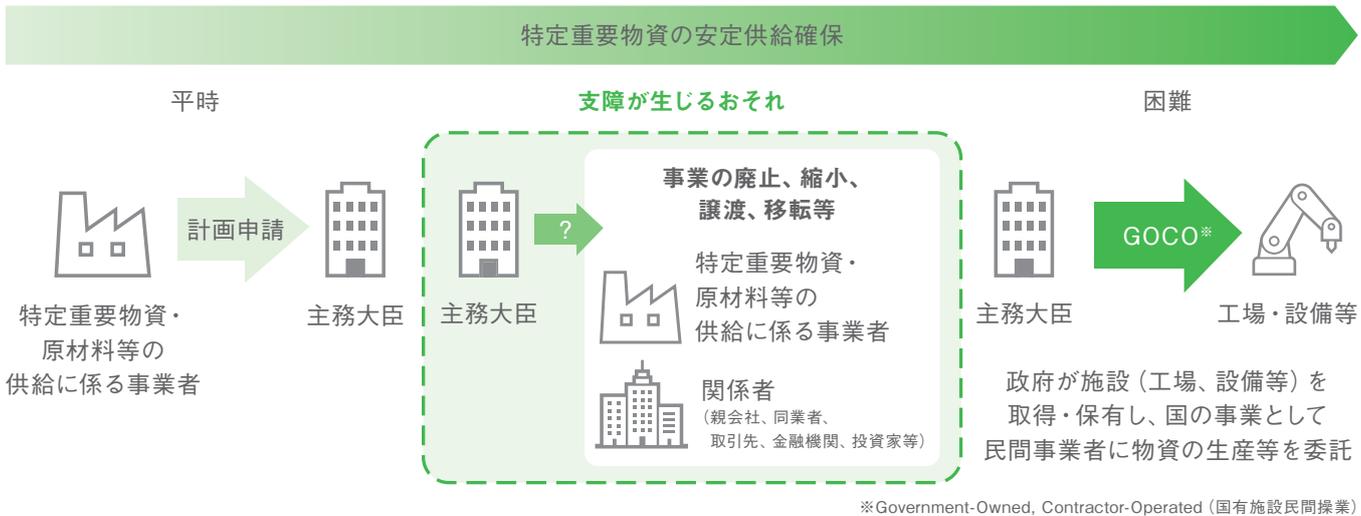
特定重要物資については、懸念国による買収危機も指摘される中^{注)20}、有識者提言では、特定重要物資の安定供給確保が困難な事態に至る前段階から、主務大臣による積極的な民間事業者の状況把握や、制度の趣旨を逸脱しない範囲での民間事業者への働きかけを行えることを明記するとともに、関係者（サプライチェーン上の他事業者、金融機関、投資家、業界団体等）が相互に連携し、協力するよう努めるものとする旨を法律上明記すべきと提案されています^{注)21}。あくまで制度の趣旨を逸脱しない範囲とあり、実際に主務大臣による権限行使は例外的な場合ではないかと思われませんが、理論的には、特定重要物資の主務大臣が、関係者に対し情報提供を呼び掛けたり働きかけを行ったりすることが可能となる点にはご留意いただくと宜しいかと思います。

^{注)20} 経済安全保障法制に関する有識者会議第13回資料1、7頁：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/r7_dai13/shiryo1.pdf#teigen.pdf

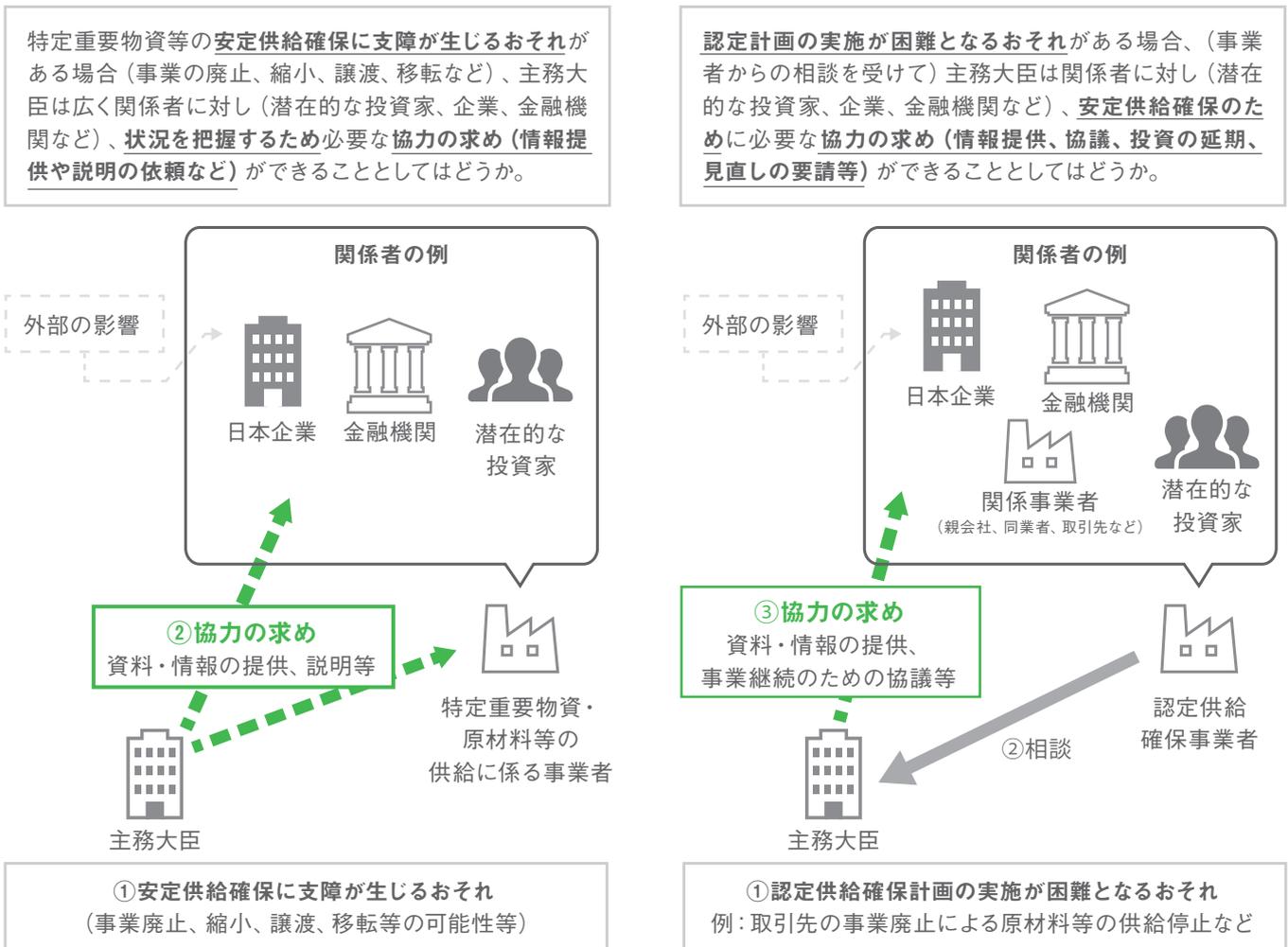
^{注)21} 前掲16、Ⅲ2(2)。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

【安定供給確保に支障が生じるおそれがある場合のイメージ】（経済安全保障法制に関する有識者会議第13回資料1の7頁より抜粋）



【主務大臣からの情報収集や働きかけのイメージ】（経済安全保障法制に関する有識者会議第13回資料1の9頁より抜粋）



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

3 基幹インフラへの「医療」分野の追加及び制度運用の改善

経済安全保障推進法のいわゆる基幹インフラ制度では、現在15分野・257事業者が特定社会基盤事業者として指定されています^{注)22}。有識者提言では、これらに加え、医療DXの普及・浸透に伴い、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が行う医療DXに関連する業務（電子カルテ情報共有サービス、電子処方箋管理サービス及びオンライン資格確認等システムなど）に支障が生じた場合、医療機関や薬局における円滑な診療・服薬指導等に影響するおそれがあるとして、新たに医療分野、特に、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構や個別の病院等を特定社会基盤事業者として指定することなどが提案されています^{注)23}。将来的に、医療DXベンダーや個別の病院が、特定社会基盤事業者として指定され、重要設備の導入等における審査が求められる可能性がある点に留意が必要です。

併せて、有識者提言では、これまでの特定社会基盤事業者による事前届出・審査実績を踏まえ、制度運用の改善も提案されています^{注)24}。

4 重要海外事業の展開支援スキーム

さらに、有識者提言では、我が国の自律性・不可欠性の確保につながる重要海外事業（国際的な輸送網の強靱化、国際的な連携の強化、我が国の重要技術の海外展開など）について、政府指針の下、企業が実施計画を作成し、関係省庁が連携して経済安全保障上の重要性を判断し、従前の出融資や補助金のみならず、JBIC等を活用した、劣後出資等

のより強力なリスクテイクを可能とする枠組みが提案されています^{注)25}。本邦企業の海外事業に向けて、将来的に政府からの支援の幅が広がることが期待されます。

5 総合的シンクタンクの設立

有識者提言では、国際情勢の変化に伴い経済安全保障をめぐる課題は複雑化しており、様々な課題に対し、外交・情報・防衛・経済・技術の専門知識を総合的に結集して対応することが重要となっており、適切な政策立案のためには、平時からの継続的な分析を基礎としつつ、状況に応じた機動的かつ専門的な調査研究を行う総合的な経済安全保障シンクタンク機能を、継続的な取組となるよう法的に位置付ける形で構築することが必要、とされています^{注)26}。具体的には、独立行政法人経済産業研究所（RIETI）内にシンクタンク機能を設けることが提案されています^{注)27}。このような構想自体は本邦企業の皆様に直ちに直接的な影響があるものではないものの、このシンクタンクは産業界からの人材受け入れも想定されているようであり、民間人材がシンクタンクで経験を積むことで、経済安全保障に関し知見を有する人材を育成・獲得できるといった側面もあり得ると考えられます。

6 官民協議会

この提言は、政府が、これまでも実施していた、個別のサプライチェーンの途絶等が顕在化した際の関係企業との対話・連携について、法定の枠組みとして情報の取扱いを定めることで、政府側から民間企業等に対し、幅広い情報を提供することを可能とすることを基本的なコンセプトとして

注)22 前掲16、IV1。

注)23 前掲16、IV2(2)。

注)24 前掲16、IV3。

注)25 前掲16、V2。

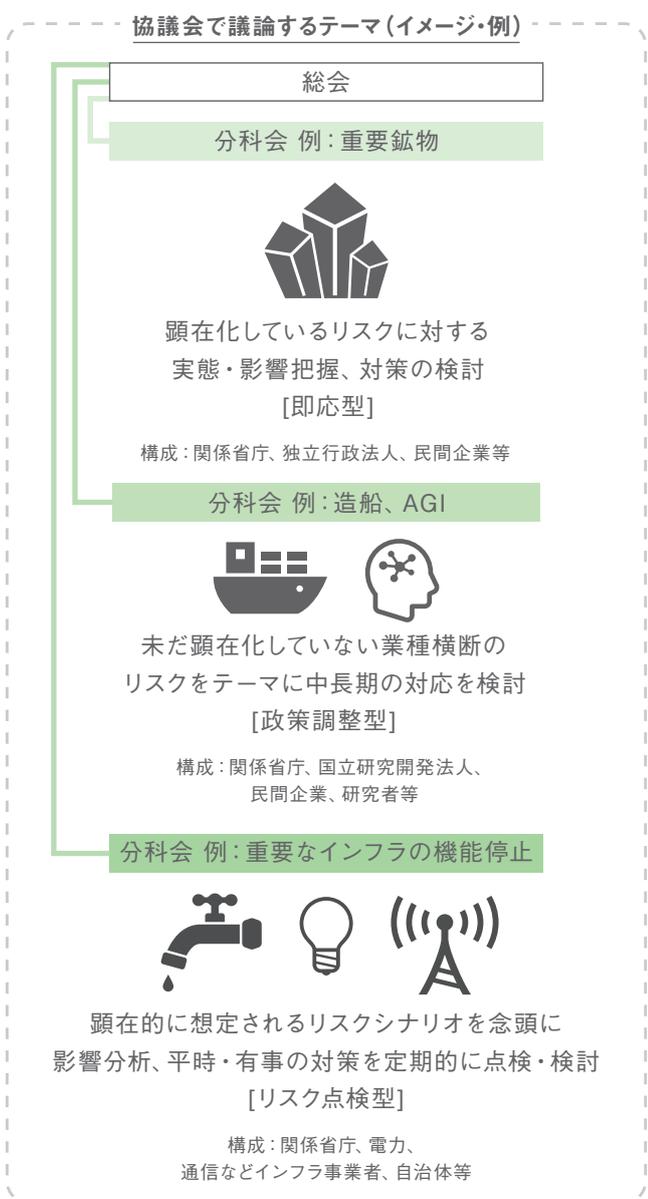
注)26 前掲16、VII1。

注)27 前掲16、VII2。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィス構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

おります注)28。新たな点として、「法定の枠組みとして情報の取扱いを定める」とあるとおり、官民協議会への参加者に対する守秘義務を法定化することで、政府からの情報提供や関係事業者からの情報提供が行われやすくなることが期待されると考えられます。

【官民協議会での議題のイメージ】（経済安全保障法制に関する有識者会議第13回資料1の36頁より抜粋）



第4 その他の経済安全保障に関連する法令・ガイドライン等

上記にご紹介したもののほか、外国人による土地取得に関しては、外国人の土地取得を直接規制するものではありませんが、2022年に施行された、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（いわゆる「重要土地等調査法」）があり、一定の区域に対する土地取得状況に関する政府の調査権限などが定められております注)29。重要土地等調査法については、施行後5年を経過した場合における見直しが可能な付則が定められているため注)30、今後の検討・見直しの動向が注目されます。

さらに、法令ではないものについても、公正取引委員会・経済産業省・国土交通省は、2025年11月20日に「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」を注)31、経済産業省は、2026年1月23日に「経済安全保障経営ガイドライン（第1版）」をそれぞれ公表しており注)32、経済安全保障の文脈で検討される分野は広がりを見せております。

注)28 前掲16、Ⅷ1。

注)29 重要土地等調査法の概要については、内閣府「重要土地等調査法の概要」：<https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/>

注)30 重要土地等調査法付則第2条では、「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされております。

注)31 公正取引委員会・経済産業省・国土交通省「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」(2025年11月20日)：<https://www.meti.go.jp/press/2025/11/20251120001/20251120001-2.pdf>

注)32 経済産業省「経済安全保障経営ガイドライン(第1版)」(2026年1月23日)：<https://www.meti.go.jp/press/2025/01/20260123004/20260123004-1r.pdf>

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第5 終わりに

以上ご紹介したように、近年は、外為法や経済安全保障推進法といった経済安全保障と関わりの深い法制度の見直しが検討されており、これらの見直しは、今後の改正動向を含めて引き続き注視が必要と思われます。

加えて、独占禁止法やガバナンスといった分野においても、経済安全保障の観点からの検討がなされております。このような検討は、既存の各種法制度の考え方自体を改めるものというよりは、経済安全保障といわれる価値観を、既存の法制度の本来の法益や目的との関係でどのように解釈していくかに関し、考え方を整理したり示したりするものという意味合いがあるのではないかと思われ、本邦企業の皆様が各種法制度を経済安全保障の文脈で検討される際の参考になるのではないかと思います。今後も経済安全保障と他の法制度との関わりが問題となる場面は出てくるように思われますので、引き続き類似のガイドラインなどの公表などは注目されるところです。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。